

## 英雄か蛮勇か

### 1. はじめに

#### ◆「長いものに巻かれよ」思考

日ごろ私たちは様々な面で行政庁のお世話になっているせいで、ついつい「長いものには巻かれよ」的な思考法にとらわれがちです。

いわゆる「識者」の中にもそれはあって、たとえば『法律より怖い会社の掟』（講談社現代新書）は某社の対政府水増し請求事案を次のように総括しています。

官庁は年度ごとの予算に従って発注し、代金を支払う。何らかの事情で設計変更があっても、予算は硬直的であり、役人は変更を好まず、予算追加措置の手間を惜しむ。その結果、「今年度の赤字分は、次年度の予算に上乘せするから、しばらく被っておいてもらえないだろうか」というような要請があった場合に、現場ではどう回答したら良いのだろうか。これに会社としての対応基準を、同社は用意しておらず、その結果が、スキャンダルとして報じられたようだ。（同書 99 頁）

前年度の政府への貸しを、翌年上乘せ請求したことについて「水増し」として断罪されたという話かと思えます。

この記述を見て私は思いました。「一番悪いのは優越的地位を濫用して無理を押し付けた役所じゃないか」と。それなのに「断り切れなかった企業が悪い」と言わんばかりの書きぶりは何なのか？ まるで「無茶な要求をした総会屋より、金品を供与した（そのために裏金を作った）カモ企業の方が悪い」と言わんばかりではありませんか。

でも「総会屋に利益を提供した企業」ではあまり共感を得られないかもしれませんね。ではこんな例はどうです？ 「同級生に金品をたかられ、家の金を持ち出したいじめ被害生徒」。この本を書いた稲垣という人の論理では、いじめ被害者にこそ問題ありということになるのですけど。

ことほどさように、私たちが奴隷根性を免れるのは難しいのです。

#### ◆「勇士」あらわる

そんな中、サブラヒという人が、おかみに敢然と立ち向かう「勇気ある告発」記事を 2 本発表しています。

政府を批判するには、胆力は勿論ですが、理論武装も相当なレベルが必要です。率直に言って私は、前者（胆力）には「偉いものだ」と感心する一方、後者（妥当性）については「大丈夫かねえ」とあやぶんでいます。

はたしてこの勇士の挑戦、「英雄的壮挙」なのか単なる「蛮勇」なのか？ 興味津々ではありますが、ともあれその内容をザッと御紹介致しましょう。

## 2. 少額特例不正使用事案の記事

### ◆事案の概要

化学製品メーカーのクレハ及びその関係会社クレファインは、複合材料板を台湾などに無許可で輸出したとして警視庁の摘発を受けた。

不正輸出の手口は、少額特例制度（少額輸出に限り、規制品目であっても大臣許可を免除する制度）を悪用したもので、実際には10万円以上の製品を100円程度のサンプル品と偽って税関に申告していた。

### ◆「告発」の内容

発端は、「勇士」の解説に対して、私が次のようにまぜっかえしたことでした。

- ・「サンプル提供という口実で、少額特例という輸出管理上のシステムを悪用して長年送り続けてきた」という悪質な違反というが、事実だろうか？  
むしろ「無償のサンプル品だからと気を抜いて、いい加減な価格で申告をした」というルーズな管理が原因だったような気がする。
- ・とすれば、「誰にでも出来るものでないリスクマネジメントを遂行できる専門家」などと大げさなことを言う必要もないのではないか？

これに対する「勇士」の反論は次の通りです。

商品サンプルにはその貨物に付随した (A) データのやり取りが付きものです。(B) 本丸である該当役務取引違反を立件せずに、不正輸出、「少額特例違反」にとどめたのは当局側の温情判決だと私は思っています。 ([「少額特例制度の悪用。クレハの場合」](#)より)

下線部 (B) が当局への痛烈な批判となっています。

なぜそれが批判なのか？ もしそのような役務取引違反が事実であれば、「温情判決」を与えることにより、データを附随させての製品輸出（本件のような）が役務取引違反につながりかねないことを、国民に注意喚起する機会を逸することになるからです。その結果、類似の違反事案が続出したなら、それは当局の怠慢以外の何物でもないということになるでしょう。

### ◆「蛮勇」の可能性

実は私は「勇士」の告発に、下記2点から事実誤認の可能性を感じています。

- ① 他社の新たな違反を誘発しかねない「温情判決」は、当局の流儀として考えにくい。  
(むしろ「一罰百戒」が作法という気がします)  
仮に「温情」でク社処罰を軽いものとどめるにしても、問題点（製品添付データによる違反の可能性）の周知を怠るといえることがあるだろうか？
- ② 下線部 (A) の如き製品添付データがあったとしても、それは「必要最小限の使用技術」として役務取引許可不要だった可能性が大であろう。(そもそも違反にならない) しかしよほどの自信がなければ、「勇士」もこうして当局に喧嘩を売ったりはしていない筈です。どんなネタをつかんでいるのか知りたいものです。

### 3. イラク査察で発見された日本品への論評

#### ◆「告発」の内容

湾岸戦争後、イラクで日本品が多数発見されたことについて「勇士」は次のように述べています。

世界の安全保障を確保する新しい枠組みを主要各国が協議した結果、従来のようにその対象が対共産圏向けという特定された地域ではなく、全世界を対象にした不拡散型輸出管理と呼ばれるものになった。即ち大量破壊兵器等の拡散防止を目的とした輸出規制である。これらの取り組みが急激に世界の注目を集めることになったのは、イラン・イラク戦争（1980－1988）、そしてイラクのクウェート侵攻後の湾岸戦争（1991年）においてである。この場面での役者は全て **(C)** 安全保障輸出管理の規制の枠をすり抜けた違法輸出の品物ばかりであったが、その有様がメディアを通して世界中に実況中継されたという現実を私たちはもっと深刻に受け止めなければならない。即ち表向きは武器禁輸政策を掲げ平和国家を標榜する日本であるが、世界中が注目する大きな紛争の主演達が実は、高性能を誇る我が国のハイテク製品見本市であるかの様相であったということだ。湾岸戦争後に行われた国際原子力機関（IAEA）等によるイラクの査察報告において、**(D)** 従来の規制対象となっている貨物の他に、汎用性が高く、広く民生用途を有する貨物が大量破壊兵器等の開発等に使用されていたという事実が、米空軍や米商務省の資料から明らかになった。それを私たち日本国民が知らされたのは、1998年のことである。**(E)** 外為法の時効は5年と定められているから法律的には違反者を追求する意味がなくなっている。また、**(F)** 責任官庁である通産省（現在の経済産業省）担当課の課長がメディアに語ったコメントは、「企業からの申告がない以上、規制対象品が外国の兵器に使われた事実はないと認識している。そうなれば、自由経済の範囲のものということになり、問題ない」ということであった。

（「リスクマネージメントとして見た輸出管理」より）

要点は

- ・日本の違法輸出品がイラクで多数発見された。（下線部（C））
- ・従来型規制品の他に汎用品が大量破壊兵器用途に使われていた。（下線部（D））
- ・しかし（D）の違反は「時効5年」の壁ゆえに罪に問えない。（下線部（E））
- ・当局コメントのノーテンキぶり。（下線部（F））

いずれも事実であれば相当ひどい話です。あまりにもひどい（特に下線部（F）の当局コメントはひどい）話なので、本件についても事実誤認がないか考えてみました。

#### ◆「蛮勇」の可能性4点

- ①イラク査察での発見品についての「定説」は、従来規制外であった汎用品も大量破壊兵器用途に利用されていることが判明したことから規制リストが拡大（端的にはNSGにPart2リスト追加）された、というもの。つまりそれ以前での輸出は合法だったのではないか？（下線部（C）への疑問）
- ② 下線部（D）のいう「汎用品」の問題は、キャッチオール規制導入の背景とみるべき

ではないか？ つまりそれらはリスト規制非該当ということで、(キャッチオール規制の存在しなかった) 当時は全くの規制外だったということにならないか？

なお細かいことですが、「IAEA 査察の結果」が「米空軍や米商務省の資料から明らかになった」というのは不思議な書きぶりですね。(元の報道記事を見たい)

- ③ とすればその輸出は(当時の法令に照らし)合法だったことになるから、時効を云々する下線部 (E) はピント外れ。
- ④ もし(輸出当時の法令に照らし)リスト規制該当品であったなら、輸出先がイラクでなくても(たとえば米英向けであっても)法令違反だった筈。当然、輸出先に関する企業の認識の如何は違反有無と関係ない。ところが担当課長の発言は「企業からの申告がない(≡企業側に違法性の認識がない)以上問題なし」であった。(下線部 (F)) リスト規制違反についての発言だったのだろうか？

以上4点から、少なくとも外形上は「勇士」のお手付きの可能性を考えざるをえないのです。しかし前節でも述べたように、しっかりしたネタもなしに当局へ喧嘩を売るバカはおりません。

我々の後学のためにも、「勇士」におかれてはお手元のタマを公開されることを希望する次第です。

(2017.7.4)

<参考1> 少額特例不正使用事案の記事

[本文へ戻る](#)

2011年12月09日

少額特例制度の悪用。クレハの場合



<参考1> (その2)

化学系大手メーカーである**樹クレハ**が**外為法違反容疑で書類送検**という事件が報道された。

大手メーカーでありながら、安全保障輸出管理のコンプライアンスにおいて、基本的な内容が全く理解されていないのは大きな問題である。中国へ規制品目である**炭素繊維を使った樹脂を「サンプル提供」という口実で、「少額特例」という輸出管理上のシステムを悪用して長年送り続けてきた**という報道である。

輸出令第4条1項五において、経済産業大臣のライセンス取得なしで輸出が出来るという特例が定められている。その一つが総価額が5万円以下(少額特例という)ということになっている。しかし、この特例が適用出来るか否かの判断には、総価額のみならず相手国、顧客の事情、輸出貨物の該非判定等専門的知識が必要であり、誰でも出来るというものではありません。

今回のクレハの場合にはそのようなリスクマネジメントを適切に遂行できる専門家がついていなかったといえるのではないかと？

CP&RMセンターでは、企業の安全保障輸出管理コンプライアンスを「技術士」が支援しています。

相談窓口: TEL03-5731-2382      お気軽にお問い合わせください。

この記事へのコメント

本件でク社に欠けていたという「誰にでも出来るものでないリスクマネジメント」とは具体的にどんなものか御教示いただければ幸いです。実は私には見当が付きません。理由は

1 ク社は少額特例の適用枠が5万円であることを知った上でアンダーバリューしていました。(告示貨物であることを把握していたわけです)

2 しかし「サンプル提供を口実」にした制度悪用といえるかは疑問を感じます。というのは、本件貨物のような構造材料は大量に消費されるものなので、ユーザーが求める量をアンダーバリューで出せるものではありません。(「だから一部は大臣許可取り合法的に輸出していたのだろう」という人もありますが、それぐらいなら「注文全体について許可取得」すればよいので、この説は全く合理性に欠けます)むしろ「契約品はきちんと許可取得したが、契約前の試供品では怠った」可能性が強いと思います。(『産経』報道によれば許可取得案件もあるとか)

3 つまり「少量の無償試供品ならいいだろう」という安直な素人考えが原因ではなかったか、と思うわけです。アンダーバリューがいけないことは、たとえ輸出令規制非該当であっても当然の話、「イロハのイ」なのですが。

4 従って「該非判定等専門的知識に基づくリスクマネジメント」というような高級なものはいらないと思います。第1に基本動作として「アンダーバリューは不可」を徹底すること、第2に規制該当品の輸出時は素人判断を慎み必ず審査票を輸管部門に上げること。それで充分ではないでしょうか？

Posted by 米満啓 at 2016年05月12日 11:19

米満啓 様

この事件は、私の推測ですが輸出者の確信犯的要素があると思います。さもなくば、日本の有力企業を外為法違反、書類送検などという事態になるはずがありません。商品サンプルにはその貨物に付随したデータのやり取りが付きものです。本丸である該当役務取引違反を立件せずに、不正輸出、「少額特例違反」にとどめたのは当局側の温情判決だと私は思っています。

Posted by 中村サブラヒ at 2016年05月12日 22:04

<参考2>

[本文へ戻る](#)

## 「コンプライアンス経営は輸出管理から」その2

リスクマネジメントとして見た輸出管理

中村サブラヒ・テクノロジスト事務所

所長 技術士（化学部門） 中村博

### 2. 日本政府の対応

これまで平然と行われてきた我が国産業界の不法輸出に係わる由々しき現状が、国際問題にまで発展することの重大性を漸く認識した日本政府は、1987年9月4日に外為法改正案を国会成立させた。それを待って通産省は、安全保障輸出管理が法規制による対応だけでは再発防止が不可能と判断し、法令改正と併行して各主要企業団体に対して自主的な輸出管理コンプライアンス・プログラム（以下CPと略す）の策定を要請することになった。通商産業大臣から産業界に対し、CPの整備を柱とする通達が公布されたのである。我が国の法体系は、図1のようになっている。政令は国会での承認が必要であるが、実務的に重要な意味を持つ省令以下の諸規定は、各省の裁量によって下されることになっている。

輸出規制関連法規の遵守というのは、これらの法令を全て忠実に守るということの意味し、少なくとも輸出管理の担当者は、省令以下の諸規定に精通していなければならない。法を守るという人間として極めて当然のことを敢えてコンプライアンスという耳新しい英語の言葉で表現しなければならなかったところに、再発を期す日本の苦しい事情が察せられる。先の違反事件の成立から実に4年半をかけての苦くもあったが、自由主義国家陣営の一員としての責任を果たそうとする重い決断であった。やや専門的になるが、法改正の中心は、罰則の強化であり、時効が3年から5年になり、罰金が契約額の3倍から5倍に、上限が100万円から200万円になった。税関での輸出申告で見つかった場合は、未遂罪が適用されて罰せられる（従来は罰せられず）。また規制の対象が従来貨物のみであったのが、更に技術をも含むこととなった。最も重いのは行政制裁、即ち3年以内の輸出および技術提供の禁止である。更に輸出承認を受ける際には、申請企業に対して法令遵守の決意表明に相当するCPを添付することが求められたのである。

大臣通達を受けて各企業ではCP制定プロジェクトが一齐にスタートした。法を守る主役が、官から民へ代わったと言える。これが整わないと輸出業務を円滑に進めることができないという事態になったわけで、輸出関連企業にとっては死活に係わる重大局面を迎えたわけだ。これまで如何にして国、役所が管理する法規制を免れるかばかりを考えていた個々の企業にとっては、今後は自らがそれを管理することになり、180度の発想転換が必要になった。それまでまったく頭に無かったCSRと言う新しい概念が初めて我が国の実務現場に具体的な形で取り入れられたと言って良いであろう。しかも、企業倫理というような漠然とした内容ではなく、極めて厳しく法規で定義され、体系づけられた輸出業務に伴う基本動作のコンプライアンスなのであった。

## ＜参考2＞ （その2）

さてこの法規改定から30年を経た現在、我が国の安全保障輸出管理にかかわるコンプライアンスの意識は本当に改善されたのであろうか。実態が如何なるレベルにあるのかを具に検証して見たい。

先ず、この30年間に安全保障輸出管理をめぐる国際情勢が大きく変化したことを念頭に入れて考えなければいけない。1991年末のソ連崩壊により、それまで40年余りにわたって続いていた東西冷戦構造は終焉した。ここで冷戦が終結したのであれば、ココム規制はもう不要なものと考えがちであるがそうではない。ココム対象であった一部の国々、具体的にはハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキアの東欧4カ国やスロベニア、エストニア、ラトビア、クロアチア、ボスニア、ヘルツェゴビナ等旧ソ連のロシアをはじめとする共和国は政治的に未だ不安定であり、また膨大な量の核兵器を保有し、強大な軍事力を持っているため、依然として西側諸国の戦略的脅威である。一方、冷戦解消の反動でそれまで抑えられていた民族や宗教、独立の問題が世界の各地でわきあがり地域的な武力紛争が多発している。主なものだけでも、イスラエル・パレスチナ紛争、キプロス紛争、イラン・イラク戦争、インド・パキスタン紛争、湾岸戦争、チェチェン独立紛争などがあり地域紛争が世界中に起きている。

世界の安全保障を確保する新しい枠組みを主要各国が協議した結果、従来のようにその対象が対共産圏向けという特定された地域ではなく、全世界を対象に

した不拡散型輸出管理と呼ばれるものになった。即ち大量破壊兵器等の拡散防止を目的とした輸出規制である。これらの取り組みが急激に世界の注目を集めることになったのは、イラン・イラク戦争（1980-1988）、そしてイラクのクウェート侵攻後の湾岸戦争（1991年）においてである。この場面での役者は全て安全保障輸出管理の規制の枠をすり抜けた違法輸出の品物ばかりであったが、その有様がメディアを通して世界中に実況中継されたという現実を私たちはもっと深刻に受け止めなければならない。即ち表向きは武器禁輸政策を掲げ平和国家を標榜する日本であるが、世界中が注目する大きな紛争の主演役が実は、高性能を誇る我が国のハイテク製品見本市であるかの様相であったということだ。湾岸戦争後に行われた国際原子力機関（IAEA）等によるイラクの査察報告において、従来の規制対象となっている貨物の他に、汎用性が高く、広く民生用途を有する貨物が大量破壊兵器等の開発等に使用されていたという事実が、米空軍や米商務省の資料から明らかになった。それを私たち日本国民が知らされたのは、1998年のことである。外為法の時効は5年と定められているから法律的には違反者を追求する意味がなくなっている。また、責任官庁である通産省（現在の経済産業省）担当課の課長がメディアに

## &lt;参考2&gt; (その3)

語ったコメントは、「企業からの申告がない以上、規制対象品が外国の兵器に使われた事実はないと認識している。そうなれば、自由経済の範囲のものということになり、問題ない」ということであった。これでは、かつて非常に苦い経験をした「東芝機械のココム違反不正輸出事件」の教訓が全く生かされていない。しかし、実際問題として申告書類の内容と自らの定めた法規との照らし合わせしか行わない役所の取り組みでこの不正輸出を未然に裁くことができないのは当然で、ましてやハイテク貨物が何であるかの知識もなくただひたすら輸出品目の種類と数量、金額をきちんと統計表に計上、分類することを最大の目的とする税関の係官には、全くこの種類の不正をとめる関所の機能を期待する方が無理と判断せざるを得ない。当時からみて10年前の「東芝機械のココム違反不正輸出事件」の教訓がまったく生かされておらず、「もう一つの失われた十年」と言っても良いであろう。せっせと作った「仏」にまるで魂が込められてなかったのである。

江戸時代、徳川幕府は江戸の治安を守るという名目で主要街道が大河川や山脈を越える地点に関所を設け、特に「入鉄砲と出女」を厳しく取り締まった。

「入鉄砲」とは江戸に武器を持ち込むことで、「出女」とは江戸に住まわせている大名の妻子が国許にこっそり帰ることである。この二つを取り締まることで、江戸幕府は200年以上にわたって大名の謀反を未然に防止したのである。箱根関所は二代将軍徳川秀忠によって1619年に開設された関所で、四大関所のひとつとして重要視されとくに出女に対する調べに重点が置かれ、人見女と呼ばれた検査官が女性の髪や衣服の中まで厳重にチェックしたという歴史が残されている。極めてプロ意識に徹した実効性のある安全保障システムであったようだ。我国の税関には、これくらいの毅然としたプロ意識をもって、日本の港からの不法輸出は絶対に許さないという現代の関所の役割に対する気概を世の中に示していただくよう期待するものである。このような姿勢が、不祥事を繰り返しても旧態依然のまま天下泰平の気分からなかなか抜け出せないこの社会に、ピンと張り詰めた緊張感を与える効果は大きい。現代の社会システムには、結果を出すためのプロフェッショナリズムが求められている。